

第 370 回三木市議会臨時会提出議案の概要

第 370 回三木市議会（令和 4 年 5 月 13 日開会）に提出する議案 5 件（専決処分の報告 3 件、人事案件 1 件、補正予算関係 1 件）の概要は次のとおりです。

1 専決処分の報告関係

(1) 報告第 1 号 三木市税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 土地に係る負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地に係る課税標準額上昇幅を、評価額の 2.5%（現行 5%）とする。

(イ) 地方税法を引用している規定について、条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(2) 報告第 2 号 三木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について(税務課)

ア 改正理由

地方税法の改正に伴い、三木市都市計画税条例を改正する必要があるため。

イ 改正内容

(ア) 土地に係る負担調整措置

景気回復に万全を期すため、土地に係る都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和 4 年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%（現行 5%）とする。

(イ) 地方税法を引用している規定について、条ずれの整理を行う。

ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

(3) 報告第 3 号 三木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(医療保険課)

ア 改正理由

地方税法施行令の改正に伴い、三木市国民健康保険税条例を改正する必要

があるため。

イ 改正内容

国民健康保険税の基礎課税分及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額を引き上げる。

項目	現行	改正後
基礎課税分	63 万円	65 万円
後期高齢者支援金分	19 万円	20 万円
介護納付金分	17 万円	改正なし

ウ 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日

2 人事案件

第 35 号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて

氏 名	経 歴
石 本 成 史	現：三木市代表監査委員（1 期目）

3 補正予算関係【別添「令和 4 年度 5 月補正予算（案）の概要」参照】

第 36 号議案 令和 4 年度三木市一般会計補正予算（第 2 号）

問い合わせ 三木市総合政策部企画政策課
電話 0794-82-2000（内線 2481）